

市民ギャラリー、茅ヶ崎駅前市民窓口センター及び
萩園市民窓口センターの廃止等並びにネスパ茅ヶ崎
ビル等の今後の利活用に関する方針（素案）

令和4（2022）年6月

茅ヶ崎市

【目次】

1	背景及び目的.....	1
2	施設の概要（令和3年4月1日時点）及び今後の方向性（案）.....	2
3	市民ギャラリーの廃止.....	5
4	市民窓口センターの廃止.....	13
5	図書業務（配本所）の機能移転.....	18
6	廃止後の方向性（案）.....	25
7	廃止等による効果見込額.....	26
8	廃止等にかかるメリット・デメリット（まとめ）.....	28
9	スケジュール.....	29

1 背景及び目的

本市では、人口減少や少子高齢化等、社会情勢の大きな変革期を迎え、将来にわたり持続可能な行財政運営を行うため、今後一斉に更新時期を迎え、多額の財政負担が見込まれる公共施設等について、様々な取組の推進を実行することが急務となっています。

この状況下において、本市は、『茅ヶ崎市市有財産利活用基本方針』（令和2年9月）を策定するとともに、『茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画』（平成28年3月）を令和4年3月に改訂し、『茅ヶ崎市公共施設等総合管理計画（改訂版）』を策定しております。

当該改訂については、今後も将来にわたって持続可能な行財政運営を実現し、安全・安心な市民サービスを提供することを目的とし、「長寿命化の推進と維持管理コストの最適化」、「市有財産の利活用」、「建築物系公共施設の総量縮減と施設配置の適正化」という3つの基本方針を掲げ、公共施設マネジメントを推進することとしており、実効性のある計画として、あらゆる選択肢の中からこれまで以上に一步踏み込んだ施策を展開するため、抜本的な改訂を行ったものです。

こうした取組を踏まえ、本市においては、全ての公共施設等及び市有財産を対象に、上記3つの基本方針の見直し視点に基づき、公共施設等の統合・複合化・廃止・利活用等の検討を行っております。

その中で、今回、ネスパ茅ヶ崎ビル及び萩園市民窓口センターほか複合施設において提供している市民サービスを見直します。

市民ギャラリーについては、5割程度の利用率で推移していましたが、平成30年度から利用率が減少傾向となっており、近隣にも類似機能を有する施設が存在することや、市の文化芸術の拠点である市民文化会館に利用者が集まることで文化活動の活発化が期待できることから、令和5年9月末に廃止します。

茅ヶ崎駅前市民窓口センター及び萩園市民窓口センターについては、『窓口サービス提供のあり方』（平成23年2月）において、各出張所整備後の市民窓口センター廃止の方針が策定されているとともに、マイナンバーの利用推進が求められていることから、同じく令和5年9月末に廃止します。

図書業務（配本所）については、コロナ禍対応等が必要とされていることから、令和5年3月末に移転します。

廃止等により発生する空きスペースについては、民間貸付の場として利活用します。

本件については、当該取組の先駆けとなるものですが、今後、様々な公共施設等に関する見直しの取組を引き続き行ってまいります。

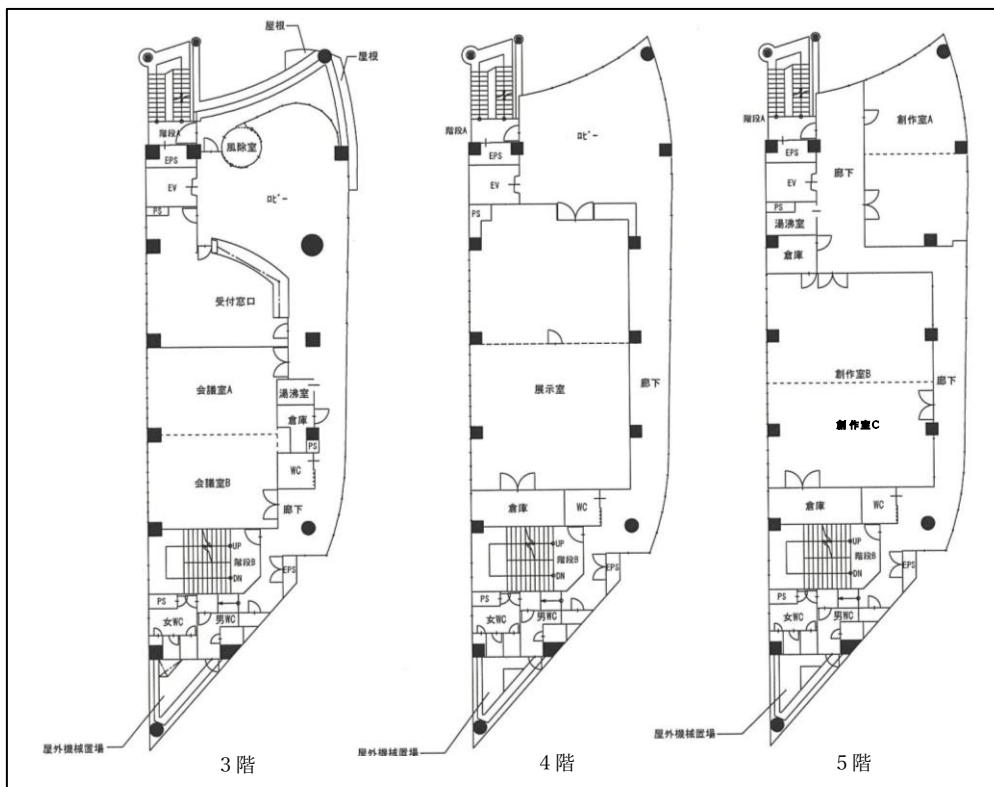
2 施設の概要（令和3年4月1日時点）及び今後の方向性（案）

(1) ネスパ茅ヶ崎ビル

建物名称	ネスパ茅ヶ崎ビル（3～5階）	
建築年月日	平成4年3月20日（築29年）	
建物構造	鉄筋コンクリート造（目標耐用年数60年）	
休館日	年末年始（12/29～1/3）	
運営方法	市民ギャラリー、図書業務（配本所）	茅ヶ崎駅前市民窓口センター
	直営（会計年度任用職員10人（うち2人は夜間職員））	直営（短時間再任用職員3人、会計年度任用職員2人）

フロア	施設名	諸室	開館時間	業務内容	今後の方向性	
					現機能	後利用
3階	茅ヶ崎駅前市民窓口センター 市民ギャラリー	窓ロスペース	月・金 11:00～19:30 土日祝 8:30～17:00	住民票発行業務等	廃止統合	利活用 (民間貸付)
			月～金 9:00～19:30 土日祝 8:30～19:30	生涯学習相談業務 図書業務 (貸出・返却等)	機能移転 継続	
		9:00～21:30 (19:30以降は貸館の利用終了まで)	貸館	廃止統合		
4階	会議室A・B	創作室A・B・C				
展示室						
5階						

《平面図》

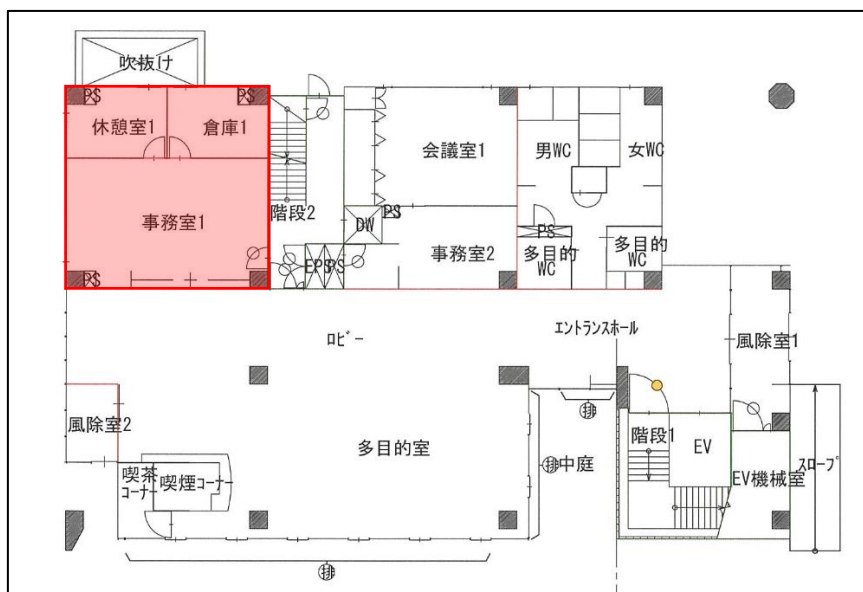


(2) 萩園市民窓口センターほか複合施設

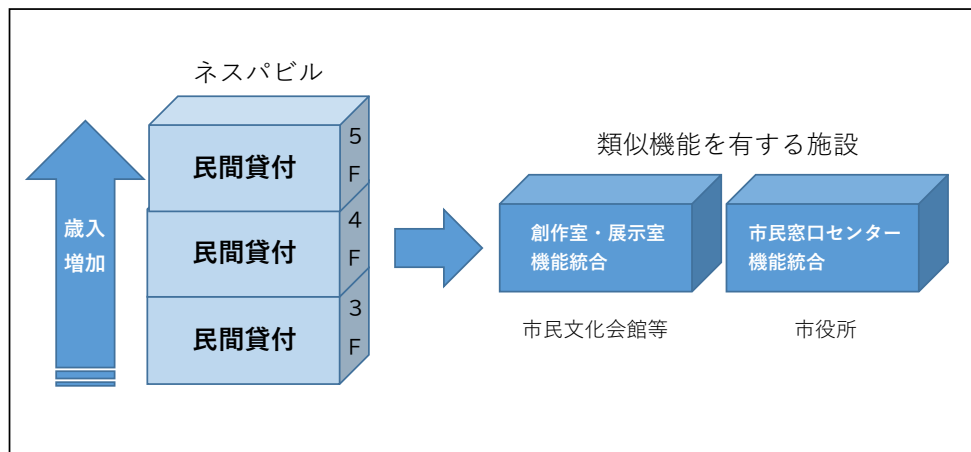
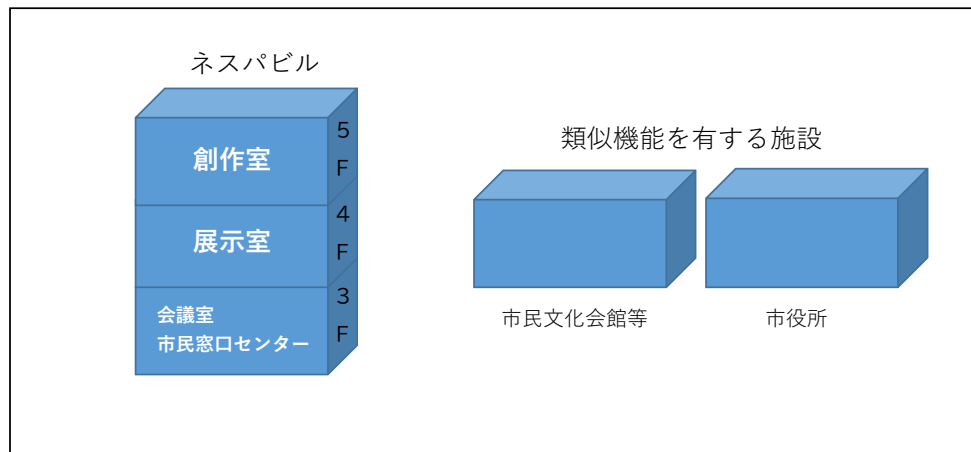
建物名称	萩園市民窓口センターほか複合施設	
建築年月日	平成13年10月31日（築21年）	
建物構造	鉄筋コンクリート造（目標耐用年数60年）	
休館日	年末年始（12/29～1/3）	
運営方法	萩園市民窓口センター	老人憩の家萩園いこいの里 萩園ケアセンター
	直営（短時間再任用職員2人、会計年度任用職員2人）	指定管理

フロア	施設名	諸室	開館時間	業務内容	今後の方向性	
					現機能	後利用
1階	萩園市民 窓口センター	窓口スペース	月～金 8:30～ 17:00	住民票発行業務 等	廃止統合	利活用 (民間貸付)
	萩園いこいの 里	会議室、事務室 ふれあいロビー	火～日 9:00～ 21:00 (7月から9月 は21:30まで)	-		
2階	萩園ケアセン ター	フロア全体	月～土、 第1・第3日曜日 8:30～17:00	デイサービス事 業	指定管理継続 (令和4年4月1日 ～令和9年3月31 日)	
3階		介護会議室 介護者教育室	萩園いこいの 里			火～日 9:00～ 21:00 (7月から9月は 21:30まで)
	大広間、和室、 洋室、娯楽スペ ース					

《 1階平面図 》



(3) 今後の方向性のイメージ



3 市民ギャラリーの廃止

(1) 廃止の理由

- ア 利用率が元々低い水準で、新型コロナウイルスまん延の影響を受ける以前からさらに減少傾向にあるため（(4)ア参照）。
- イ 近隣に類似機能を有する施設が存在し、廃止後の影響が比較的少ないと考えられるため（(2)参照）。
- ウ 文化施設を集約することで得られる効果により、市民の文化活動の活発化が期待されるため（(3)参照）。

(2) 市民サービスの補完

ア 貸館（展示室・会議室等）

市民ギャラリーは、美術作品の発表と鑑賞の場、創作活動の場、講習会等の場を提供し、市民文化の向上に寄与することを設置目的としていますが、廃止後は、同様の目的を掲げている市民文化会館をはじめとする近隣の施設へ機能集約することとします。

なお、機能集約にあたり、市民ギャラリーと立地が比較的近い施設へ市民ギャラリーの備品を転用するなど、可能な限り利用者の利便性を維持できるよう努めます。

また、これら施設は、時期によっては予約希望が多く重なることも予想されますが、利用率には余裕がありますので、今後、より詳細な施設情報を発信し、多くの方に利用いただけるよう努めます。

※ 類似機能を有する施設一覧表【市民ギャラリーから半径 600m 圏内】

【展示室】

施設名	貸室	面積（小数点以下切捨）	定員（コロナによる人数制限がない場合）
市民文化会館 （全面利用のほか、2分割又は3分割での利用が可）	展示室A室	74 m ²	規定なし
	展示室B室	56 m ²	規定なし
	展示室C室	115 m ²	規定なし
美術館（展覧会会期中は除く。）	展示室2	169 m ²	規定なし
	展示室3	75 m ²	規定なし

【会議室】

施設名	貸室	面積（小数点以下切捨）	定員（コロナによる人数制限がない場合）
市民文化会館	大会議室	123 m ²	82 人
	第1会議室	52 m ²	36 人
	第2会議室	52 m ²	36 人
	第3会議室	37 m ²	24 人
	第4会議室	44 m ²	30 人
	第5会議室	41 m ²	14 人

市役所分庁舎コミュニティホール	会議室A	71 m ²	36人
	会議室B	71 m ²	36人
	会議室C	47 m ²	8人
男女共同参画推進センター	大会議室	103 m ²	100人
	第1会議室	24 m ²	15人
	第2会議室	48 m ²	30人
	第3会議室	24 m ²	15人
高砂コミュニティセンター	ホール1	79 m ²	40人
	ホール2	61 m ²	40人
	会議室1	44 m ²	20人
	会議室2	37 m ²	18人
	会議室3	39 m ²	20人
青少年会館	研修室1・2	87 m ²	60人
勤労市民会館	A会議室	20 m ²	12人
	B会議室	19 m ²	12人
	C会議室	33 m ²	18人
	D会議室	36 m ²	18人
	B研修室	76 m ²	45人
	C研修室	25 m ²	16人
図書館（社会教育関係団体のみ利用可）	第1会議室	60 m ²	72人
	第2会議室	40 m ²	24人
	第3会議室	18 m ²	8人

【創作室】

施設名	貸室	面積（小数点以下切捨）	定員（コロナによる人数制限がない場合）
美術館	アトリエ	69 m ²	規定なし 主催のワークショップは20人
青少年会館	美工室	63 m ²	35人
※【市民ギャラリーから半径600m圏外】			
茅ヶ崎公園体験学習センター	美術工作室	72 m ²	36人

※ 類似機能を有する施設は、施設ごとに利用方法等は異なります。各施設の利用方法等（利用制限を含む。）については、今後作成する施設一覧表に記載する予定です。

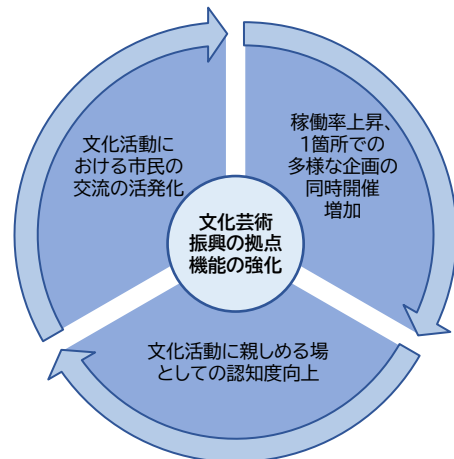
イ まなびの窓口（生涯学習相談業務）

まなびの窓口については、文化生涯学習課窓口及びハマミーナまなびプラザへ集約することとします。

まなびの窓口の設置以降、並行してホームページ等において生涯学習に関する案内を充実させ、メールや電話による問合せにも対応しています。したがって、多様な媒体及び手段での情報提供や相談対応が可能となっており、窓口相談件数は減少傾向にあります。対面での相談希望者へは、課窓口（開庁日）及びハマミーナまなびプラザ（土日祝日含む。）において引き続き対応することとします。

(3) 集約による効果

年間を通じ、一般の利用に供する展示室がある公の施設は、市民ギャラリー（1室）と市民文化会館（最大3室※）です。2つの施設に分散していた展示室（＝活動の発表の場及び鑑賞の場）を市民文化会館に集約することで、市民文化会館では稼働率の上昇に伴い、右図のような効果が見込まれ、文化芸術振興の拠点としてより一層の機能の強化が期待されます。



施設の集約により、分散していた多様な利用者が集結することで、ささやかな趣味の作品から壮大な芸術作品まで、より多彩な展示・発表が展開されていくことを期待します。

また、市民ギャラリーとは異なり、市民文化会館では、千人を超える規模のイベントがあり、ホールでの鑑賞に訪れた多くの方が展示室に立ち寄る可能性があります。今まで作品鑑賞に馴染みのなかった方等を含め、より多くの市民が作品に触れるきっかけとなり、利用者にとっては新たな鑑賞者の獲得にもつながると考えます。

なお、市民文化会館展示室の2分割での利用による展示会の同時開催は、市民が相互に展示室の行き来ができることから、市民（鑑賞者・利用者）同士の交流が活発になることも期待されます。

※ 市民文化会館（大規模改修後の機能について）

市民文化会館の展示室は、平成29年3月から平成30年9月まで大規模改修を行ったことから、全面利用のほか、2分割又は3分割での利用が可能です。

また、1階エントランスロビー側は全面ガラス張りで、室外からの視認性が高く、他の目的で来館した市民の目にも留まりやすい構造となっています。

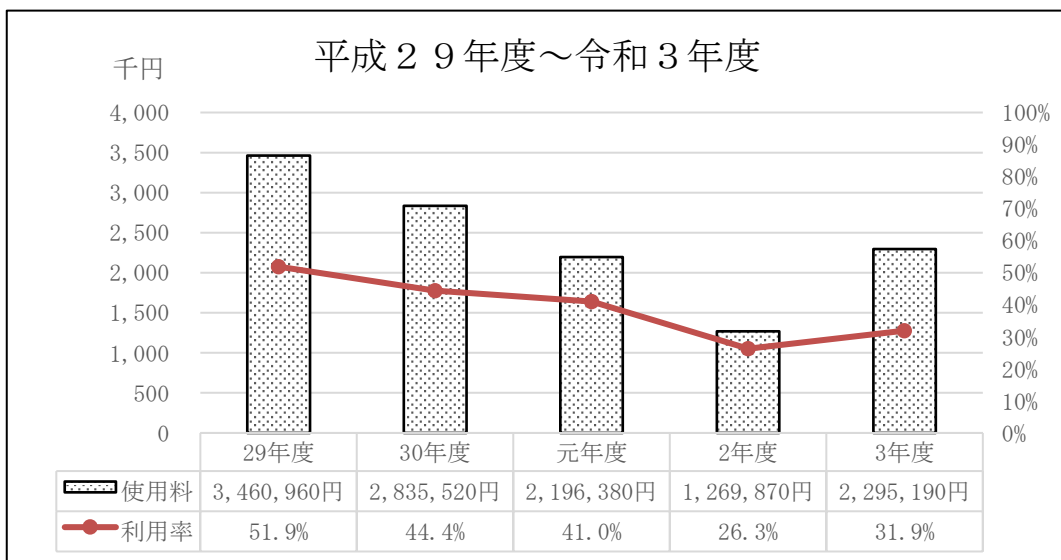
なお、市民ギャラリーには駐車場（来館者用・搬入搬出用）がありませんが、市民文化会館には駐車場及び展示室用の搬入出口があり、利便性に優れ、天候等に左右されにくいという利点もあります。

(4) 市民ギャラリー利用率・使用料等

ア 市民ギャラリー利用率と使用料の推移

施設名	時間帯	29年度			30年度			元年度			2年度			3年度		
		利用可能 件数(件)	利用件数 (件)	利用率 (%)	利用可能 件数(件)	利用件数 (件)	利用率 (%)	利用可能 件数(件)	利用件数 (件)	利用率 (%)	利用可能 件数(件)	利用件数 (件)	利用率 (%)	利用可能 件数(件)	利用件数 (件)	利用率 (%)
展示室	全日	348	287	82.5%	359	258	71.9%	329	174	52.9%	270	51	18.9%	358	127	35.5%
創作室(3室)	午前	1,041	573	55.0%	1,077	515	47.8%	988	431	43.6%	814	299	36.7%	1,078	488	45.3%
	午後	1,041	749	72.0%	1,077	634	58.9%	988	587	59.4%	814	303	37.2%	1,078	493	45.7%
	夜間	1,041	77	7.4%	1,077	40	3.7%	988	41	4.1%	814	1	0.1%	1,078	28	2.6%
	合計	3,123	1,399	44.8%	3,231	1,189	36.8%	2,964	1,059	35.7%	2,442	603	24.7%	3,234	1,009	31.2%
会議室(2室)	午前	710	526	74.1%	718	476	66.3%	658	405	61.6%	542	218	40.2%	718	330	46.0%
	午後	710	543	76.5%	718	477	66.4%	658	392	59.6%	542	218	40.2%	718	298	41.5%
	夜間	710	151	21.3%	718	152	21.2%	658	129	19.6%	542	50	9.2%	718	71	9.9%
	合計	2,130	1,220	57.3%	2,154	1,105	51.3%	1,974	926	46.9%	1,626	486	29.9%	2,154	699	32.5%
総計		5,601	2,906	51.9%	5,744	2,552	44.4%	5,267	2,159	41.0%	4,338	1,140	26.3%	5,746	1,835	31.9%

		合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	還付
		使用料	27年度	3,229,250	369,740	161,830	264,270	323,830	291,450	296,160	284,300	280,640	293,150	194,720	264,790
	28年度	3,354,410	286,880	199,030	217,500	281,910	295,350	328,290	267,770	276,330	278,840	236,690	417,330	334,840	66,350
	29年度	3,460,960	190,840	261,130	271,670	286,970	316,970	345,880	267,350	249,540	354,650	241,480	335,660	352,420	13,600
	30年度	2,835,520	335,070	243,350	170,940	199,460	280,580	294,020	270,350	247,850	205,880	191,740	274,310	230,400	108,430
	元年度	2,196,380	336,390	332,240	199,410	184,760	316,030	328,460	194,050	242,860	228,690	207,700	245,380	218,260	837,850
	2年度	1,269,870	143,640		20,840	286,620	200,310	206,070	182,440	146,010	168,730	72,550	225,350	212,750	595,440
	3年度	2,295,190	252,600	223,800	169,460	157,750	155,750	184,240	273,170	149,360	261,030	100,170	147,160	220,700	91,050
	32年度	1,025,320	108,960	223,800	148,620	-128,870	-44,560	-21,830	90,730	3,350	92,300	27,620	-78,190	7,950	-504,390



利用率については、平成29年度で5割程度であり、平成30年度から減少傾向が見られ、新型コロナウイルスの影響を受ける前から減少が続いていました。

また、令和元年度3月から2年度6月までの間は、新型コロナウイルスまん延による休館等により、急激な減少があり、特に令和2年度に低下しました。

令和3年度については、休館はなく、文化会館の展示室がワクチン接種会場となっていたこともあり、微増となりましたが、引き続き低い水準となりました。

なお、展示室の利用率は、平成30年10月に市民文化会館展示室がリニューアルオープンした翌年の令和元年度は前年度比19%の減少が見られます。一方で市民文化会館展示室の利用率は、63.6%にとどまっており、利用者の分散が起きていると考えます。市民文化会館展示室への集約による効果により、市民の文化活動の活発化が期待されます。(3)参照)。

イ 利用料金の比較

(ア) 展示室

施設	室	面積 (㎡)	利用料金(1日利用)(円)		利用料金比較(円)		
			平日	土日祝日	1日利用		6日連続利用 (土日休2日含む)
					平日	土日祝日	
市民ギャラリー	展示室	134	9,420		9,420		56,520
市民文化会館	展示室A	74	3,900	5,060	6,850	8,890	45,180
	展示室B	56	2,950	3,830			
	展示室C	115	6,070	7,880	9,020	11,710	59,500

※ 市民ギャラリーは減免規定あり

※ 市民文化会館は使用方法により附属設備使用料あり

(イ) 会議室

施設	室	定員 (人)	面積 (㎡)	利用料金(円)					
				午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
				9:00 }	13:00 }	17:30 }	9:00 }	13:00 }	9:00 }
市民ギャラリー	会議室A	18	41	940	1,150	1,150	2,090	2,300	3,240
	会議室B	18	41	940	1,150	1,150	2,090	2,300	3,240
	定員1名あたりの料金			52.2	63.9	63.9	116.1	127.8	180.0
市民文化会館	会議室3	24	37	920	1,220	1,570	2,140	2,800	3,720
	定員1名あたりの料金			38.3	50.8	65.4	89.2	116.7	155.0
	会議室4	30	44	1,100	1,440	1,860	2,540	3,310	4,410
	定員1名あたりの料金			36.7	48.0	62.0	84.7	110.3	147.0

※ 市民ギャラリーは減免規定あり

※ 市民ギャラリーの夜間区分は21時30分まで

※ 市民文化会館の夜間区分は22時まで

ウ 市民ギャラリー減免内容

利用 団体	年間平均(平成30年度~令和3年度)			
	利用 団体数 (団体)	件数 (件)	減免金額(円)	一団体当たりの 平均減免金額(円)
民間	78	939	1,182,847	15,164
市	5	47	143,320	28,664

(5) 市民アンケート調査結果

ア 対象

令和4年2月18日時点で茅ヶ崎市に住民登録のある16歳以上の方から無作為に抽出した5,000人の方

(ア) 回答者数 656人

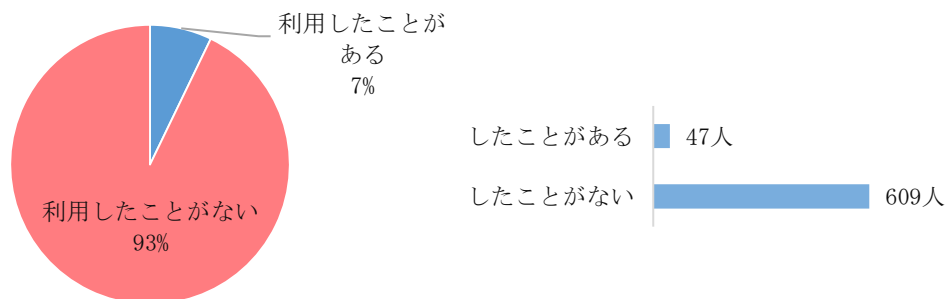
(イ) 回答率 13.1%

イ 期間

令和4年2月28日から3月22日まで

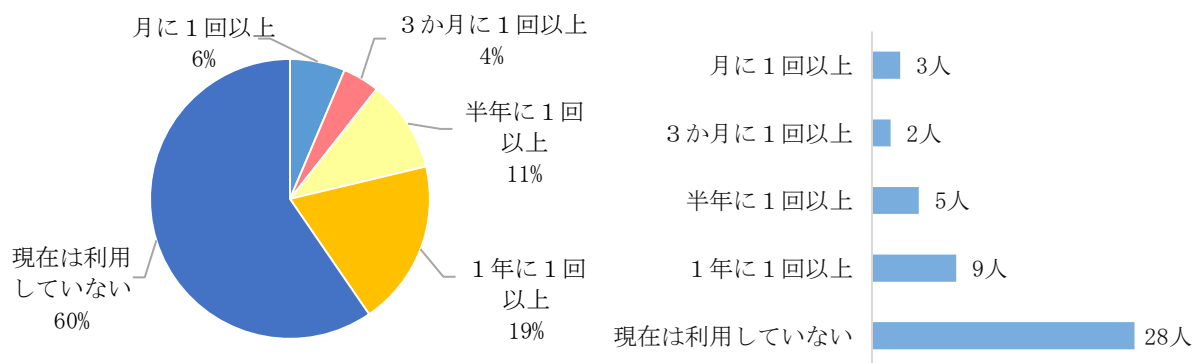
ウ 設問及び結果【抜粋】

設問4-1 「市民ギャラリーの貸室を利用したことがありますか。」

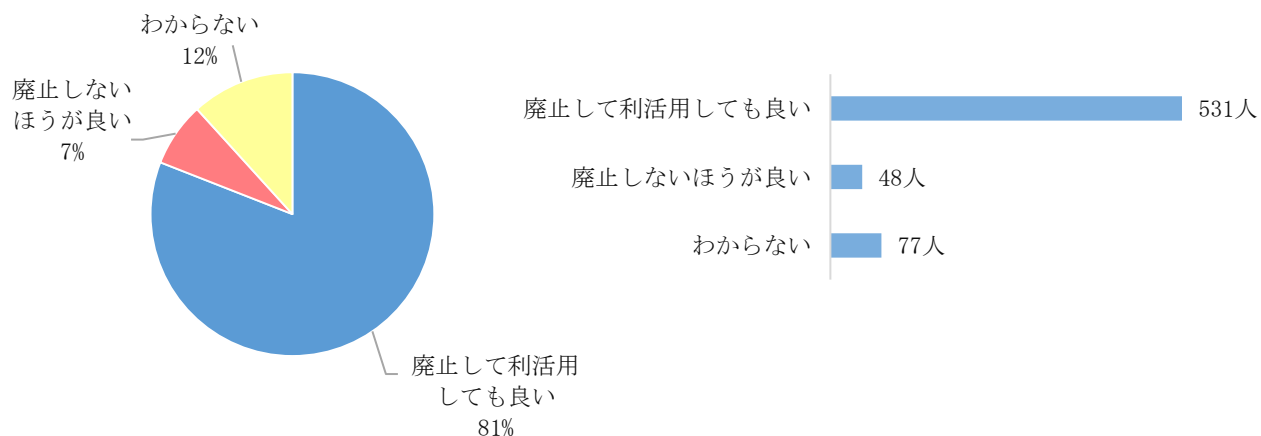


設問4-3 「どれくらいの頻度で利用していますか。」

※ この項目は、4-1で「利用したことがある」を選択した47人の方のみの御回答です。



設問9-1「市民ギャラリーを廃止し、空きスペースを利活用することについて、どのように考えますか。」



(6) 利用者意見募集結果

本計画について、利用者に意見を聴くため、通知を送付し、意見を募集しました。結果については次のとおりです。

ア 通知を送付した利用者 215件

※ 令和元年4月1日から令和4年4月19日の期間に当該施設を利用された方に送付

イ 意見を収受した利用者 58件

ウ 意見件数 151件

(存続に関する意見)

意見内容	件数
市民ギャラリーの存続を希望する	33
市民ギャラリーの廃止・利活用に対して理解がある	14

市民ギャラリーの存続を希望する意見には、創作室の存続を希望する意見が多くありました。また、彫刻や絵画等で利用するにあたり、部屋の広さ、備品、照明等が使い勝手の良い施設であるとの意見等がありました。

展示室については、趣味のサークルの発表の場として使用しやすい場所であるという意見等がありました。

また、存続希望の意見が多数あった一方で、廃止・利活用について理解を示された意見も一定数ありました。

(その他の意見)

意見内容	主な意見	件数
類似機能を有する施設に関する意見・要望について	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ギャラリー備品の転活用を希望する。 ・他施設に予約が集中し、確保が困難となる。 ・市民ギャラリーの創作室の機能（広さ、水道・照明設備等）と同等機能を有する施設がない。 ・市民文化会館等に創作室の新設を希望する。 ・他施設の詳細説明資料の作成を希望する。 ・市民ギャラリーと比較し、市民文化会館の利用料金が高い。 ・他施設を紹介された場合、高齢者が多いので、駅近の施設でないと利用が難しい。 	43
立地について	<ul style="list-style-type: none"> ・駅直結で利便性が高く、高齢者・障がい者・市外の方等が利用しやすい。 	12
その他意見について	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前市民窓口センターの廃止に納得する。 	12
利用率減少について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用率減少の原因はコロナ禍の影響が大きいと考える。 	10
財政的観点について	<ul style="list-style-type: none"> ・民間貸付のための改修費が財政圧迫を招くと考える。 ・駅前施設の積極的活用として、活用できる民間に払い下げるべきである。 ・茅ヶ崎は全国的に著名であり、文化施設にネーミングライツを付与することで、財源が創出できる。 	7
市民ギャラリーに関するその他意見について	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ギャラリーの会議室は、2室に分けた場合、防音設備がないため声が聞き取りにくい。 ・近隣自治体共同でのギャラリー運営を希望する。 	7
施設周知について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者減少は、周知不足が原因である。 	5
使用料について	<ul style="list-style-type: none"> ・現行施設が引き続き使用可能な場合、減免規定の見直し、使用料の値上げも許容する。 ・廃止の前にまず減免規定の見直し・使用料の値上げを検討すべきである。 	4
文化生涯学習活動について	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の趣味のサークルの「ささやかな趣味」の発表の場であったからこそ、生涯学習の発表の場にふさわしい。 	4

その他意見については、類似機能を有する施設に関する意見が最も多かったです。今後、市民ギャラリー備品の転用等の検討、駅周辺施設を中心とした類似機能を有する施設の情報発信に努めます。

4 市民窓口センターの廃止

(1) 廃止の理由

平成23年2月に策定した『窓口サービス提供のあり方』において、市内3つの地区拠点に出張所（辻堂駅前、香川駅前及びハマミーナ）を整備し、それにあわせて各市民窓口センターを段階的に出張所及び本庁舎に統合することとしています（5つあった市民窓口センターのうち、小和田市民窓口センター、香川市民窓口センター及び南湖市民窓口センターは既に廃止しています。）。

また、国を挙げた取組によりマイナンバーカードの普及が進んできており、利用促進にもつながることが想定されることも踏まえ、この度、茅ヶ崎駅前市民窓口センター及び萩園市民窓口センターを廃止します。

※ 出張所の整備方針と提供サービスについては、(5)『窓口サービス提供のあり方』（平成23年2月）（抜粋）を参照。

(2) 茅ヶ崎駅前市民窓口センター及び萩園市民窓口センター

ア 茅ヶ崎駅前市民窓口センター

(ア) 開業日時 月曜日・金曜日 11時～19時30分（祝日・年末年始を除く）

日曜日・土曜日・祝日 8時30分～17時（年末年始を除く）

(イ) 取扱業務 住民票の写し、戸籍証明書、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書等の交付、市税等の収納

(ウ) 証明等発行件数

年度	発行件数（件）	市全体の発行件数に対する割合（％）
平成29年度	57,459	17.2
平成30年度	54,075	17.0
令和元年度	45,114	15.3
令和2年度	25,679	9.0
令和3年度	22,331	7.8

※ 令和2年1月から開業日時を変更（火曜日から木曜日まで休業）

(エ) 証明書1件あたりに係る概算経費（令和2年度） 472円

イ 萩園市民窓口センター

(ア) 開業日時 月曜日～金曜日 8時30分～17時（祝日・年末年始を除く）

(イ) 取扱業務 住民票の写し、戸籍証明書、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書等の交付、市税等の収納

(ウ) 証明等発行件数

年度	発行件数 (件)	市全体の発行件数に対する割合 (%)
平成29年度	8, 216	2.5
平成30年度	7, 572	2.4
令和元年度	6, 897	2.3
令和2年度	7, 134	2.5
令和3年度	6, 786	2.4

(エ) 証明書1件あたりに係る概算経費 (令和2年度) 1, 194円

ウ 市民窓口センターの証明等発行状況

市民窓口センターの証明等発行件数については、茅ヶ崎駅前市民窓口センターにおいては年々減少傾向にあり、萩園市民窓口センターにおいては近年継続して発行件数が少なく、直近5年間で見ても市全体の発行件数に対する割合が2パーセントほどとなっています。平成29年度から始まったマイナンバー制度による情報連携の進展により住民票等を取得する必要性が減少してきていること、マイナンバーカードの普及に伴いコンビニ交付サービスの利用が増えてきていること、出張所が整備されたこと等が、市民窓口センター証明書等発行件数の減少の一因であると考えられます。

施設ごとの証明等発行件数等

施設	令和3年度		平成29年度 (参考)		
	証明等 発行件数 (件)	全体に占 める割合 (%)	証明等 発行件数 (件)	全体に占 める割合 (%)	
市民課本庁	162,268	56.9	181,146	54.1	
市民窓口センター	茅ヶ崎駅前	22,331	7.8	57,459	17.2
	萩園	6,786	2.4	8,216	2.5
出張所	辻堂駅前	32,722	11.5	39,489	11.8
	香川駅前	11,972	4.2	12,742	3.8
	ハマミーナ	17,783	6.2	17,917	5.4
小出支所	9,031	3.2	11,405	3.4	
コンビニ交付	21,971	7.7	4,663	1.4	
その他	207	0.1	1,639	0.4	
総合計	285,071	100.0	334,676	100.0	

(3) 課題

廃止後は、平日（8時30分～17時）以外の窓口については、市役所本庁舎の月2回の土曜開庁日（午前）及び辻堂駅前出張所の夜間窓口（火曜日・木曜日の19時30分まで）となります。

(4) 市民サービスの補完：今後の証明書等交付事務

現行と同じ形式のサービスを行うことは難しい一方で、マイナンバー制度の進展、マイナンバーカードの普及、法改正による制度や社会状況の変化により、来庁しなくても証明書等を取得することができる方法が増えていることや証明書等を取得する必要性が今後さらに減少していくことから、廃止による影響は少なくなっていくと考えられます。特に、マイナンバーカードについては、国を挙げて普及に取り組んでおり、今後さらに交付と利用が進んでいくことが想定されます。

現行のサービスや今後の制度改正等により想定される変化については次のとおりです。

ア マイナンバーカードの普及及びコンビニ交付サービスの取扱件数の増加

国では、「国民の利便性の向上」、「行政の効率化」、「公平・公正な社会の実現」のためマイナンバー制度を推進しており、その中でマイナンバーカードの交付を行っています。

マイナンバーカードについては、令和2年度から大幅に交付率が向上しており、令和4年4月1日現在で46.7%となっています。

本市では、平成26年からマイナンバーカードを使用してコンビニエンスストアで住民票の写し及び印鑑証明書を取得すること（コンビニ交付サービス）が可能となっており、近年は、マイナンバーカードの普及に伴い、取扱件数が増加しています。

マイナンバーカード交付率とコンビニ交付サービスの取扱件数

年度	マイナンバーカードの交付率（累計）（%）	コンビニ交付サービスの取扱件数（件）
令和元年度	18.8 (令和2年4月1日現在)	6,403
令和2年度	30.9 (令和3年4月1日現在)	11,370
令和3年度	46.7 (令和4年4月1日現在)	21,971

イ マイナンバー制度による情報連携の進展により、行政手続の際の証明書添付の必要性が減少しています。

ウ 戸籍法改正により、戸籍事務にマイナンバー制度が導入され、行政手続（戸籍の届出を含む）の際の戸籍謄抄本等の添付が不要となります（令和5年度中に開始予定）。

エ 戸籍法改正により、戸籍事務がネットワーク化され、本籍地以外の市区町村でも戸籍謄抄本等の取得が可能となります（令和5年度中に開始予定）。

オ 出張所及び小出支所等の利用促進

本庁舎市民課窓口の混雑を緩和するため、すでに整備されている3つの出張所及び小出支所の認知度を上げるための広報活動を充実させ、身近な窓口としての利用を促進しています。

カ 出張所での提供サービスの充実

『窓口サービス提供のあり方』に基づき、出張所の整備が完了したことにより、市民窓口センターで行っていた証明書の発行等の業務に加え、申請・届出の受付や手続などの各種サービスを提供することが可能となりました。

キ 郵送による証明書の申請・交付

住民票の写し、戸籍謄抄本等の郵送による申請の受付及び証明書等の交付を行っています。

※ 昨年度、コロナ禍において来庁せずにできる手続として、ホームページ等で積極的に周知を図った経緯があります。

ク 電子申請による申請の受付

e-kanagawa 電子申請を用いた申請を受け付けています。

ケ 土曜日及び夜間の証明書交付

本庁舎市民課窓口	第2・第4土曜日	8時30分～12時
辻堂駅前出張所	火・木曜日	19時30分まで

(5) 『窓口サービス提供のあり方』（平成23年2月）（抜粋）

※ 「(仮称) 市民センター」とは、現在の出張所のことです。

II (仮称)市民センターの整備方針と提供サービス			
1 整備方針			
<p>地域におけるサービス提供拠点となる(仮称)市民センターについては、3つの地区の拠点整備に併せて段階的に整備します。</p> <p>これにより既存の市民窓口センターについては、(仮称)市民センターへの段階的な統合を図ります。</p> <p>地域別窓口サービス提供拠点の整備方針は、次のとおりとします。</p>			
地域区分	都市拠点等	サービス提供拠点 (現在~当面)	将来のサービス 提供拠点
中心市街地地域	行政拠点地区	市役所	市役所本庁舎・分庁舎
		駅前市民窓口センター	
南東部地域	辻堂駅西口周辺地区	小和田市民窓口センター	(仮称)辻堂駅周辺地区 市民センター
北東部地域			
北部中央地域	香川駅周辺地区	香川市民窓口センター	(仮称)香川駅周辺地区 市民センター
南西部地域	浜見平地区	南湖市民窓口センター	(仮称)浜見平地区 市民センター
北西部地域		萩園市民窓口センター	
北部丘陵地域	小出地区	小出支所	小出支所
<p>※(仮称)市民センターについては、地区の将来人口推計やアクセス、3つの地区拠点のまちづくりの進捗状況を踏まえ、設置場所や整備手法も含めて今後、詳細の検討を行います。</p> <p>※市民窓口センターについては、各地区での(仮称)市民センターの整備に併せて、そのあり方について検討を行います。</p> <p>※社会情勢の変化等により必要に応じて整備方針の見直しを行います。</p>			

(6) これまでの取組

時期	内容
平成23年2月	『窓口サービス提供のあり方』策定
平成23年10月	パブリックコメント実施
平成26年5月	小和田市民窓口センター廃止 辻堂駅前出張所開設
平成27年4月	南湖市民窓口センター廃止 ハマミーナ出張所開設
平成27年10月	香川市民窓口センター廃止 香川駅前出張所開設
平成31年1月	全員協議会にて「これからの市民課窓口の運営について」 を協議
令和2年1月	茅ヶ崎駅前市民窓口センター開庁日時の縮小

5 図書業務（配本所）の機能移転

(1) 機能移転の理由

無人受取ロッカーを活用した非対面型配本所を設置することにより、利用者の利便性の向上及び更なる読書推進を図るとともに、貸出業務における感染症リスクを低減するため、ネスパ茅ヶ崎ビルにおける図書業務（配本所）の機能移転を行います。当該提案に至った経緯は、次のとおりとなります。

ア 市民ギャラリーの廃止

上記3に基づき、市民ギャラリーの令和5年9月末の廃止が提案されました。ネスパ茅ヶ崎ビルにおける図書業務（配本所）の運営は、市民ギャラリーの職員が兼務で行っているため、図書業務（配本所）を引き続き運営するには、人件費が必要になるとともに、運営スペースが必要とされます。

イ 図書館ネットワークの整備

図書館法では、図書館奉仕の規定を設け、詳細は図書館の設置及び運営上の望ましい基準（文科省告示）に示されています。公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布等を勘案して、適切な位置等を確保するよう努めることとされています。住民の図書館利用は、施設からの距離が遠くなるにつれて、急速に減少します。

また、住民の日常生活における通勤や買物動線など、日常の生活動線への配慮も重要です。この考え方に基づき、本市ではこれまで分館、図書室、配本所を設置し、図書館ネットワークの整備を進めてきました。その結果、貸出点数の4割近くが図書室・配本所となっています。

加えて、基準には「利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮する」とされています。図書館利用者アンケートにおいては、「開館時間を21時、22時まで延長してほしい」という声があります。昼夜間人口比率から推測されるように、本市は東京・横浜への通勤にも適しており、茅ヶ崎駅における1日の乗車人員（約4万人）は、ほとんどが茅ヶ崎市民（在学・在勤を含む）と推測されます。

ウ 図書業務における新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症への対応としては、令和2年4月に「茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策政策パッケージ」を策定し、感染拡大防止策や緊急経済・生活対策、危機事態終息後の強靱化対策までを総合的に推進することとしています。

図書館においては、令和2年3月から約3ヶ月間、臨時休館することとしましたが、図書館開館を求める声が多く上がったことから、他の公共施設に先んじて、予約資料の受取を再開した経緯があります。今後、新たな感染症の感染拡大が起きても、市民の学びの機会を止めない図書館業務の強靱化対策に取り組む必要があります。

また、図書業務（配本所）の利用数はコロナ禍以前よりも伸びており、本館の混雑を避けて短時間で利用するニーズを反映しているものと思われます。

(2) ネスパ茅ヶ崎ビルにおける図書業務（配本所）

ア 開館日数

359日（365日－年末年始6日：12/29～1/3）

イ 開館時間

月曜日～金曜日 9時～19時30分（祝日・年末年始を除く）

土曜日・日曜日・祝日 8時30分～19時30分（年末年始を除く）

※ 昼休みなし

ウ 職員

市民ギャラリーの会計年度任用職員が兼務で従事（日中2人、夜間1人）

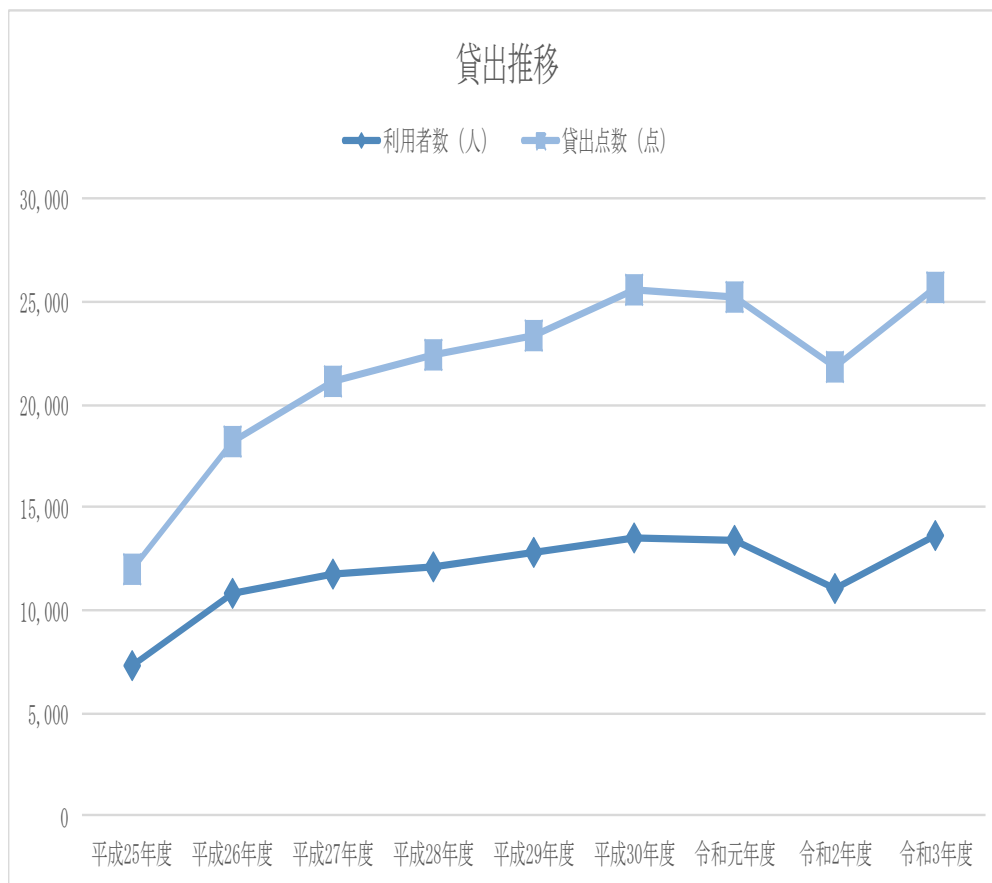
エ 貸出推移

令和元年度、2年度は休室の影響で減少しましたが、年々増加しています。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者数（人）	7,362	10,827	11,779	12,112	12,811	13,540	13,415	11,091	13,662
貸出点数（点）	12,050	18,160	21,148	22,455	23,373	25,549	25,272	21,797	25,703

※令和元年度は3月休室

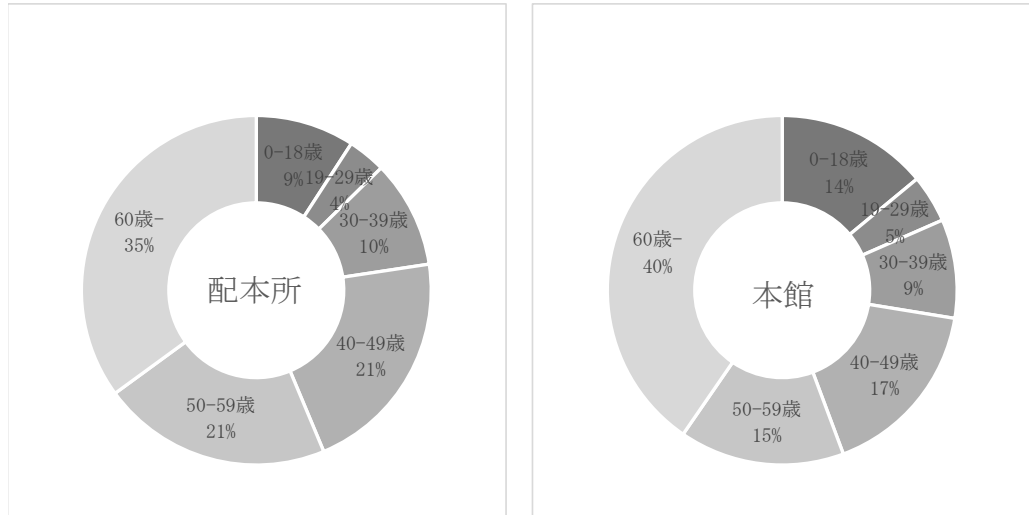
※令和2年度は4～5月休室



オ 利用者の年齢層（令和3年度）

図書業務（配本所）と本館における利用者の年齢層は、図書業務（配本所）は40～50歳代の利用が多く、本館は60歳代以上の利用が多いです。

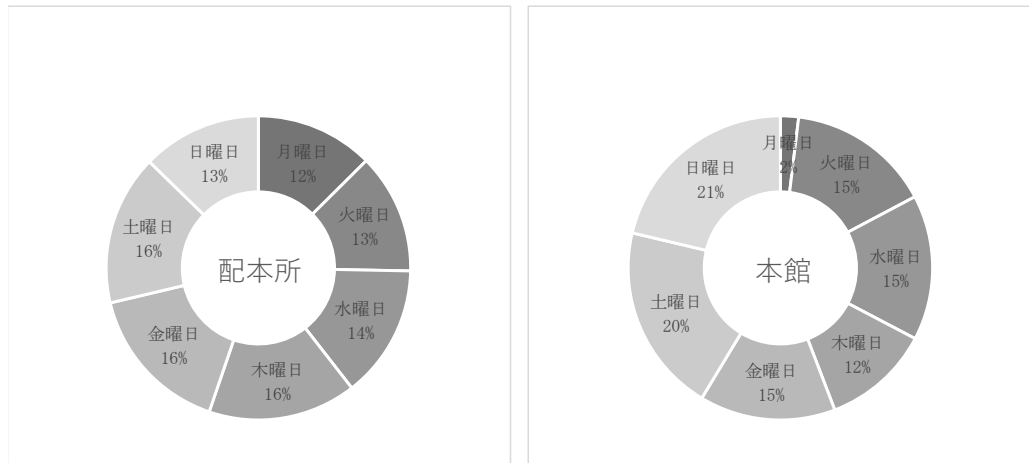
施設	0-18歳	19-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60歳-	合計
配本所 (人)	1,250	480	1,359	2,881	2,905	4,787	13,662
本館 (人)	20,170	6,369	13,178	24,113	22,000	58,197	144,027



カ 利用曜日（令和3年度）

本館は土・日曜日に集中しますが、図書業務（配本所）は満遍なくすべての曜日で利用があります。

施設	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	合計
配本所 (人)	1,713	1,746	1,935	2,153	2,195	2,185	1,735	13,662
本館 (人)	2,778	22,062	22,251	16,544	20,817	28,905	30,670	144,027



(3) 市民サービスの補完：無人受取ロッカーによる非対面型配本所の設置

上記(2)オのとおり、ネスパ茅ヶ崎ビルにおける図書業務（配本所）の利用者層の中心は40～50歳代の現役世代で、17時以降の利用も3割近くに上ります。平日19時までには本館へ行くことができない、月曜日が休日であるなど、制約がある利用者にとって本館利用は難しく、利用機会の喪失となることが予見されます。

また、図書館利用者アンケートにおいても夜間開館を希望する声があることから、機

能移転により夜間・休館日貸出しが可能となることで、新しい利用者を開拓し、読書推進にも繋がると考えられます。

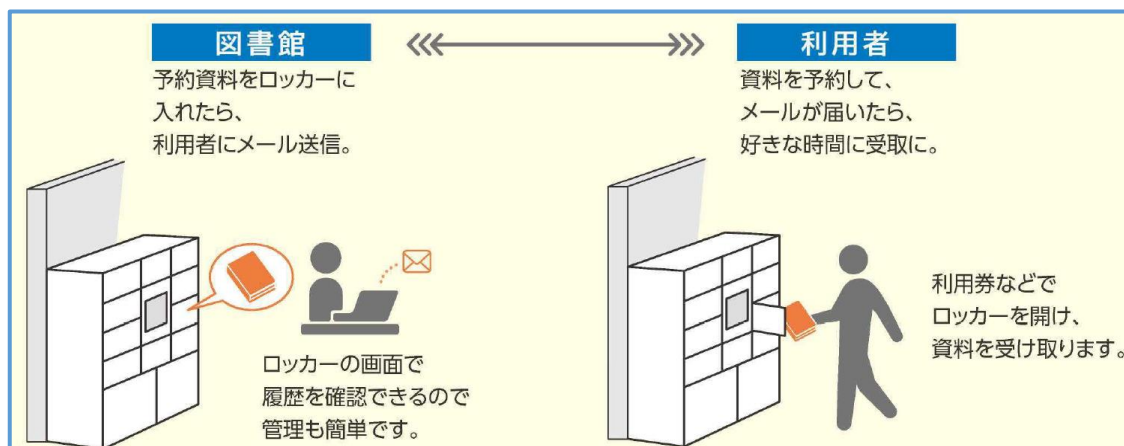
また、令和2年4月に策定された「茅ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策政策パッケージ」では、教育環境の脆弱性が指摘されたところです。今後、新たな感染症の拡大が起きても市民の学びを止めない取組として、非対面型の無人受取ロッカーの設置は有効であると考えます。

以上のことから、市民ギャラリーの廃止に伴うネスパ茅ヶ崎ビルにおける図書業務（配本所）のあり方については、本館の利用が可能な方については、本館への利用を推奨しつつ、駅に近い場所に無人受取ロッカーによる非対面型配本所を設置し、図書業務（配本所）の機能移転による発展的解消を図ります。

(4) 無人受取ロッカー

無人受取ロッカーとは、予約した図書館資料を宅配ロッカーのように受け取るシステムです。

(利用イメージ)



(設置イメージ) 高さ 1,290mm×横 2,400mm×奥行 450mm



(5) メリット・デメリット

ア メリット

- (ア) 利用者の都合に合わせた（夜間・休館日）貸出が可能
- (イ) ネスパ茅ヶ崎ビルにおける図書業務（配本所）の利用者層と親和性が高い
→ ネットで予約、パッと行ってパッと借りる
- (ウ) 若い世代の更なる利用が見込める
→ 学生や会社員など、時間的に図書館本館の利用が難しい層への読書推進
- (エ) 新しい生活様式（非接触、DX）に合致したサービスの提供
- (オ) 対面では借りにくい本（精神保健、病気に関する本等）の利用ハードルを下げる
- (カ) 市外へのアピール
→ 駅近辺での無人受取ロッカー設置は県内初

イ デメリット

- (ア) 「返して借りる」ができない
→ 図書の場合は、茅ヶ崎駅自由通路内南側にある返却ポスト（下記写真参照）をうまく利用することで解消
- (イ) 「リクエスト」（茅ヶ崎市で所蔵がない資料の予約）ができない
→ 次期システム更新時に、ホームページからリクエストを受け付ける機能の追加について検討
- (ウ) ボックスサイズを超える資料は貸出できない
→ コンパクトサイズの寸法は245mm×415mm×115mm。A4サイズは可。紙芝居や大型本は不可ですが、返却ポストの入口と同等
- (エ) 収納数を上回る受取人数には対応不可
→ ネスパ茅ヶ崎ビルにおける図書業務（配本所）で置き置きとなっている利用者数は100人を超え、1日当たりの貸出人数は35人前後、多いと40人を超えます。イメージ写真のロッカーは46ボックスとなるため、一部の利用者が本館を利用したとしても、潜在的な利用者が掘り起こされれば、足りなくなる可能性があります。先行事例では、収納数を上回る場合は本館受取に変更する等の対応をしていますが、その都度、事務量が増えることとなります。

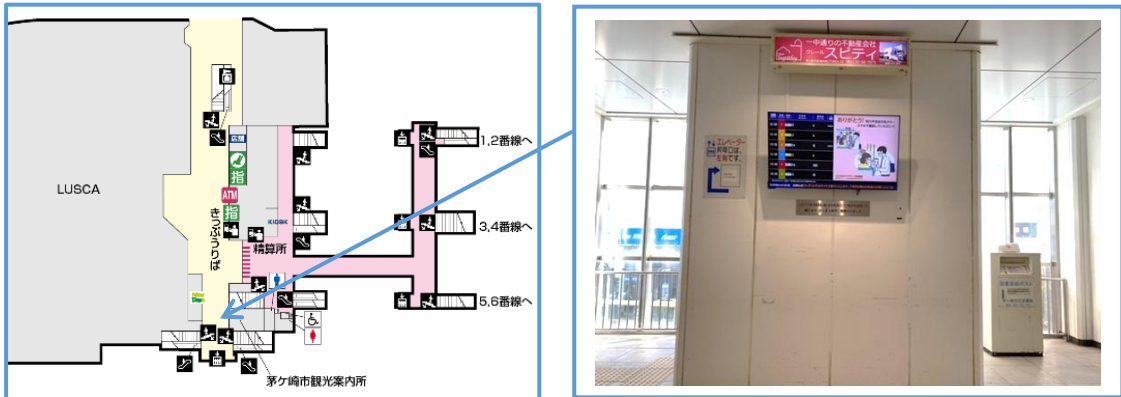
茅ヶ崎駅自由通路内返却ポスト



(6) 設置場所

24時間365日受取可能という無人受取ロッカーの機能を最大限に生かすため、茅ヶ崎駅自由通路内へ設置したいと考えます。なお、管理者とは設置について交渉しており、好感触を得ています。

茅ヶ崎駅自由通路内 返却ポストに隣接するため、利便性が高いです。



(7) 費用・効果額

ア 無人受取ロッカー

下表のうち、「交付金対象」の○は、国庫補助金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）の活用を検討します。

交付金は令和4年度事業が対象のため、事業の開始は令和5年3月を見込みます。

交付金の活用により、初期費用、保守管理費（5年間）は一般財源の持ち出しがありません。

(単位：円)

初期費用	金額	交付金対象
ロッカー（運搬・設置費・税込）	（メーカー定価）6,952,000	○
システム改修費（税込）	704,000	○
L A N配線工事	交渉中	○
電気配線工事	交渉中	○
合計	—	—

(単位：円)

維持費用（年額）	金額	交付金対象
保守管理費 →年1回の点検、コールセンター対応	143,000	○ (5年分)
建物総合損害共済（保険）	699	×※
人件費 →ロッカーへの資料預入・期限切れ管理	745,252 (1,050円×2時間×1人工 ×310日+夏休+年休+旅 費+共済費)	×
L A N回線使用料	(月額28,600) 343,200	×※

電気料金	賃料に含	×※
床面賃借料	100,000	×※
合計	1,332,151	—

※ 令和4年度中の費用（1か月分）は○。令和5年度以降が×。

イ ネスパ茅ヶ崎ビルにおける図書業務（配本所）を継続

（単位：円）

維持費用（年額）	金額
人件費	4,950,268 (1,050円×6時間×2人工 ×359日+夏休+年休+旅 費+共済費)
L A N回線使用料	(月額28,600) 343,200
業務端末、O P A C賃借料	約300,000
合計	5,593,468

ウ 効果額（＝アとイの差額（初期費用は±0とする））

（単位：円）

維持費用のみ（5年後～）	金額
合計	4,261,317

6 廃止後の方向性（案）

市民ギャラリー等の廃止・移転に伴い、空いたスペースについては、民間への貸付を行い、歳入確保を目指します。

(1) ネスパ茅ヶ崎ビル

貸付場所	登記簿面積 (㎡)	部屋面積 (㎡)	想定される用途	課題等
3階	329.82	会議室 A : 39 会議室 B : 36 窓口スペース : 30	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所 ・塾、スクール ・クリニック等 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には民間への貸付を想定（貸付面積は要検討） ・内装の大規模改修が想定されるため貸付期間満了後はスケルトン返し
4階	354.21	展示室のみ : 約 150		
5階	354.21	創作室 A : 63 創作室 B : 60 創作室 C : 60		

(2) 萩園市民窓口センターほか複合施設

貸付場所	面積 (㎡)	部屋面積 (㎡)	想定される用途	課題等
1階 窓口 スペース	137.66	窓口スペース : 137.66	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所 ・塾、スクール 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には民間への貸付を想定 ・内装の大規模改修が想定されるため貸付期間満了後はスケルトン返し

7 廃止等による効果見込額

(1) ネスパ茅ヶ崎ビル

初年度効果見込額：29,139,269円 (①-②-③+④)
 次年度以降効果見込額：42,409,369円 (①-③+④)

①歳入想定額：24,660,000円/年 ②イニシャルコスト：13,270,100円
 ③追加費用：1,332,151円/年 ④歳出効果額：19,081,520円/年

【内訳】

① 歳入想定額

3～5階を民間貸付することにより、得られると想定される収入額

貸付面積 (㎡)	貸付金額 (月額/年額) (万円)
3階 329.82	82.5/990
4階 354.21	70/840
5階 354.21	53/636

※ 貸付時の㎡単価は、3階：2,500円/㎡、4階：2,000円/㎡、5階：1,500円/㎡と想定

※ それぞれ1フロアで貸付することを想定

歳入想定額：24,660,000円/年

② 撤収にかかる費用

(単位：円)

施設	撤収
市民ギャラリー	2,335,000
窓口センター	2,432,100 (機器の移設費含む)
ネスパ茅ヶ崎ビル全体	改修費：8,503,000

イニシャルコスト：13,270,100円

③ 移転等にかかる追加費用

(単位：円)

図書業務 ※駅自由通路内ロッカー導入の場合	維持管理 1,332,151
--------------------------	----------------

追加費用：1,332,151円/年

④ 歳出効果額

(単位：円)

歳出 (R2 決算)	内訳	
	市民ギャラリー管理運営経費 (人件費等)	9,089,536
	茅ヶ崎駅前市民窓口センター管理運営経費	11,261,854
	小計	20,351,390
歳入 (R2 決算)	内訳	
	市民ギャラリー使用料金収入 ※ 還付額 595,440 円	1,269,870
	小計	1,269,870

歳出効果額：19,081,520 円

(2) 萩園市民窓口センターほか複合施設

初年度効果見込額：8,225,446 円 (①－②＋③)
次年度以降効果見込額：10,102,046 円 (①＋③)

- ①歳入想定額：1,150,000 円／年 ②イニシャルコスト：1,876,600 円
③歳出効果額：8,952,046 円／年

【内訳】

① 歳入想定額

1階窓口スペースを民間貸付することにより、得られると想定される収入額

貸付面積 (㎡)	貸付金額 (月額／年額) (万円)
1階 137.66	9.6／115

※ 貸付時の㎡単価は、700 円／㎡と想定

歳入想定額：1,150,000 円／年

② 撤収にかかる費用

(単位：円)

施設	撤収
窓口センター	1,876,600 (機器の移設費含む)

イニシャルコスト：1,876,600 円

③ 歳出効果額

(単位：円)

歳出 (R2 決算)	内訳	
	萩園市民窓口センター管理運営経費	8,952,046
	計	8,952,046

歳出効果額：8,952,046 円

8 廃止等にかかるメリット・デメリット（まとめ）

(1) メリット

- ア 貸付による収入と、廃止・移転による歳出の抑制により、財政効果が見込まれます。
- イ 民間活力による公共施設の有効活用と市民サービスの向上が見込まれます。
- ウ 市民文化会館等の類似機能を有する施設の利用率向上が見込まれます。【市民ギャラリー廃止】
- エ マイナンバーの利用推進につながることを想定されます。【市民窓口センター廃止】
- オ 時間的拘束がある市民などの図書利用促進が見込まれます。【図書業務（配本所）移転】
- カ 新しい生活様式（非接触、DX）に合致するサービス提供が可能となります。【図書業務（配本所）移転】

(2) デメリット

- ア 市民が利用できる公共施設が減ります。
- イ 市役所の窓口混雑が発生する可能性があります。【市民窓口センター廃止】
- ウ 無人受取ロッカーによる非対面型配本所は、機能移転前と比較し、借入図書の大きさ制限や収納数（ボックス数）制限などが発生します。【図書業務（配本所）移転】

9 スケジュール

時期		内容
令和3年度	令和4年1～2月	政策調整会議・政策会議
	令和4年2月	市議会：全員協議会
	令和4年2月	市民窓口センター廃止（茅ヶ崎駅前・萩園）についての自治会等周知 萩園いこいの里指定管理者説明（萩園市民窓口センター廃止） ネスパ茅ヶ崎ビル利活用にかかる関係団体等協議・説明
	令和4年2月	市民アンケート（市民ギャラリー廃止に係る意見収集） ※ 茅ヶ崎駅前市民窓口センター廃止及び図書業務機能移転についても記載
	令和4年3月	ネスパ茅ヶ崎ビル等の利活用に係る市場調査（5月末〆切・6月末以降結果公表予定）
令和4年度	令和4年4～5月	市民ギャラリーの廃止及びネスパ茅ヶ崎ビル利活用に関する意見募集（市民ギャラリー利用者対象）
	令和4年6月	パブリックコメント
	令和4年7月～	図書業務無人受取ロッカー仕様、運用検討
	令和4年9月	図書業務補正予算
	令和4年10月	市民窓口センター廃止（茅ヶ崎駅前・萩園）についての市民周知 市民ギャラリー廃止についての市民周知
	令和4年10月	例規等審査会（市民ギャラリー条例廃止等及び市民窓口センター設置規則廃止等）
	令和4年12月	市議会定例会（市民ギャラリー条例廃止）
	令和5年1月	図書業務無人受取ロッカー入札・契約 図書業務機能移転についての市民周知
	令和5年3月	図書業務無人受取ロッカー設置工事、プレ運用開始 図書業務廃止
令和5年度	令和5年4月	図書業務無人受取ロッカー本格運用開始
	令和5年9月	市民ギャラリー廃止 市民窓口センター廃止（茅ヶ崎駅前・萩園）
	令和5年10月～	市民ギャラリー・市民窓口センター設備撤去作業 ネスパ茅ヶ崎ビル改修工事 貸付事業者募集・決定
令和6年度	令和6年4月～	ネスパ茅ヶ崎ビル等利活用開始

市民ギャラリー、茅ヶ崎駅前市民窓口センター及び萩園市民窓口センターの廃止等
並びにネスパ茅ヶ崎ビル等の今後の利活用に関する方針（素案）

令和4（2022）年6月

発行 茅ヶ崎市

編集 財務部資産経営課資産経営担当（公共施設マネジメント・利活用に関すること）

文化生涯学習部文化生涯学習課生涯学習担当（市民ギャラリーに関すること）

総務部市民課戸籍住民担当（市民窓口センターに関すること）

教育推進部図書館図書館担当（図書業務（配本所）に関すること）

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電 話 0467-82-1111（代表）

F A X 0467-87-8118

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp>